



IFRS news

May 2009

PRICEWATERHOUSECOOPERS 

FASB と IASB の公正価値測定に関する取組み

米国財務会計基準審議会(以下、FASB)と国際会計基準審議会(以下、IASB)は、経済危機の中、公正価値測定に対する政治的関心について取組んでいます。Jessica Tauraeが解説します。

IASB と FASB は、政治家の公正価値測定への懸念に対して回答したディスカッション資料をこの数週間で公表しました。

米国連邦議会からの圧力により、FASB は負債証券の公正価値および減損に関する FASB 職員意見書(以下、FSP)を公表しました。そして、IASB はこの課題の緊急性や、多くの関係者が金融危機問題に一貫した対応を望んでいることを鑑み、当該 FSP についての協議プロセスを 30 日に短縮して開始しました。

FASB の新規定

市場取引が縮小した後の公正価値評価

FSP157-4 は、市場取引が大幅に縮小した際に公正価値評価で考慮すべき要因を明確にしています。ガイダンスは公正価値の目的については変更していません。つまり、測定日の市況のもとで市場参加者間による特異でない取引(強制された清算や投売りでない取引)において、資産の売却または負債の移転により受け取る金額を決定するというものです。

負債証券の一時的でない減損

FSP115-2 は、負債証券の一時的でない減損についての新しい認識方法、表示方法を定めています。これにより、減損は以下のいずれかの場合に一時的でないと思なされます。

- 企業が当該証券を売却する意図がある。
- 企業が原価を回収する前に当該証券を売却することを求められる可能性が 50%超である。
- 当該証券を償却原価ベースで回収することが見込めない場合(企業が売却する意図がない場合でも) – つまり「信用損失」の場合

この信用損失とは、負債証券から回収されると見込まれるキャッシュ・フローの現在価値に基づいたものです。信用損失が存在しているが、企業が減損した負債証券を売却する意図がなく、原価を回収する前に売却することを求められる可能性が 50%超でない場合は、減損は一時的でなくなり、下記に二分しなければなりません。

- 信用損失に関する見積額、及び
- それ以外の公正価値に関する変動すべて

損益で認識されるのは見積信用損失額のみで、それ以外の公正価値に関する変動は「その他の包括利益」で認識されます。このアプローチは信用損失のみを減損として損益に反映するため、負債証券の減損モデルを貸付金の減損モデルとより整合させることとなります。

IASB の提案

IASB は、当該 FSP への「コメントの募集(Request for Views)」に寄せられた 70 以上のコメントを検討しました。コメントは金融危機アドバイザーグループや、基準諮問委員会、その他の関係者から寄せられました。IASB の決定は下記の通りです。

公正価値測定

IASB は、FASB の公正価値測定に関するガイダンスは、IASB の専門家諮問パネル(以下、EAP)のレポートに含まれる、IFRS に関する現行のガイダンスと概ね一致したものであるとの見方に同意しています。この 2 つのガイダンスが強調する点は異なっていますが(FSP は不活性な市場の指標に重点をおき、EAP は経営者に対して入手可能な全ての情報を検討し判断を下すことを求める)があり、僅かな相違(例えば、特異な取引について)があります。ただし、これらが実務の相違につながるとは考えられていません。FSP と EAP のガイダンスは、IASB が 5 月に公表する予定の公正価値測定に関する公開草案に含まれる予定です。

負債証券の減損

減損については、IFRS と US GAAP の間で多くの重要な不一致があります。IASB は、「平等な競争条件」とするために現時点で限定された短期的な改訂を行うのではなく、金融商品に関する幅広いプロジェクトを再検討する中で、金融資産の減損全般の会計処理について検討する予定です。IASB は FASB とこの包括的プロジェクトに取り組んでおり、両審議会とも今後 6 ヶ月以内に公開草案を公表する予定です。

これらの決定は 4 月に G20 が基準設定主体に打ち出した提言とタイムテーブル「2009 年末までに金融商品会計基準の複雑性を低減するためにアクションを取る」とおよび「引当および評価の不確実性に関する会計基準の改善を行うこと」と整合しています。

時系列で見る FASB と IASB の活動

- 3 月 12 日: FASB 会長 Bob Herz が米国連邦議会とミーティング
- 3 月 17 日: FASB は FSP の提案を公表
- 3 月 19 日: IASB は FSP の「コメントの募集(Request for Views)」を公表
- 4 月 1 日: FASB の FSP へのコメント期限
- 4 月 2 日: FASB はコメントについて議論を行い、FSP の最終決定に合意
- 4 月 9 日: FSP の最終版が公表
- 4 月 20 日: IASB の「コメントの募集(Request for Views)」の期限
- 4 月 22 日: IASB は、FSP の結果により、改訂を即座に行わないことを決定

お問い合わせ: あらた監査法人(ブランド&コミュニケーションズ)

東京都千代田区丸の内1丁目5番1号
新丸の内ビルディング32階(〒100-6532)
電話: 03-6858-0179(直通)
メールアドレス: aaratapr@jp.pwc.com

あらた監査法人は、世界 153 カ国に 155,000 人のスタッフを擁するプライスウォーターハウスクーパース(PwC)のメンバーファームです。PwC のメンバーファームとして、会計および監査において PwC の手法に完全に準拠した国際的なベストプラクティスを採用し、PwC のグローバルネットワークで培われた経験、専門知識、リソースを最大限に活用し、日本において国内企業および国際企業に対して、国際水準の高品質な監査を提供していきます。

© 2009 PricewaterhouseCoopers Aarata. All rights reserved. "PricewaterhouseCoopers" refers to the Japanese firm of PricewaterhouseCoopers Aarata or, as the context requires, the PricewaterhouseCoopers global network or other member firms of the network, each of which is a separate and independent legal entity.